



事故のご連絡

- 万が一事故にあわれた場合には、ただちに事故発生の日時・場所・損害の程度などを取扱代理店または引受保険会社にご連絡下さい。
- 賠償事故（対人・対物）の場合、被保険者（この保険の補償を受けられる方）および相手方の同意が得られれば、引受保険会社が被保険者のために示談交渉をお引き受けします。ただし、被保険者に法律上の損害賠償責任がない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合等には、引受保険会社は相手方との示談交渉はできません。（対物賠償事故の場合には一般社団法人日本損害保険協会に登録された物損事故調査員が弁護士を補助し、その指示にしたがって事故対応を行うことがあります。）
- ご連絡が遅れた場合や、保険会社の事前の承諾を得ずに示談された場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますので、ご注意願います。



その他

「SS受託自動車保険のご案内」はサービスステーション受託自動車保険特約、サービスステーション受託自動車保険特約に関する車検代行・整備等幹旋補償特約付帯一般自動車保険の概要をご説明したものです。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点等がありましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

【保険会社が破綻した場合の取扱】

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかわる保険金については100%）まで補償されます。

【代理店の業務】

代理店である株式会社ゼンセキは、保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、株式会社ゼンセキとの間で有効に締結されたご契約は保険会社と直接締結されたものとなります。

【個人情報の取扱いに関するご案内】

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に加入申込依頼書に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

全国石油業共済協同組合連合会

共済・保険幹旋グループ

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14
TEL: 03-3593-5844 FAX: 03-3597-1712

〈お問い合わせ先〉

取扱代理店

株式会社ゼンセキ

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14
TEL: 03-3593-5800 FAX: 03-3597-1712

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

ご意見・ご相談先: (担当課)本店営業第二部営業第二課
〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1
TEL: 03-3285-1802 FAX: 03-3215-0042

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

■<http://www.sonpo.or.jp/>

0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます)

2020年4月作成 20-TC00205

SS受託自動車保険 のご案内

預かった車で起こした事故の賠償をガードする保険

（サービスステーション受託自動車保険特約、サービスステーション受託自動車保険特約に関する車検代行・整備等幹旋補償特約付帯一般自動車保険）

お客様の車を運転中に
起こした対人・対物事故の
賠償は

例えば



「SS総合共済」、
「お預かりした車の
自動車保険」では
補償されません

- 車検代行でお預かりした車を陸運局に持って行く途中に交通事故を起こしてしまった。
- 洗車のためお客様の車をお預かりしてSSに向かう途中や納車する際に、交通事故を起こしてしまった。

SS受託自動車保険への加入をお奨めします！

こんなときにサポートします(補償内容)

対人賠償

SS業務、車検代行・幹旋業務（Bプランのみ）のため、お客様からお預かりした自動車の使用・管理に起因した事故で、歩行者、他の車の搭乗者などを死傷させた場合の法律上の賠償責任額（自賠責保険等によって支払われる金額がある場合はそれを超える金額）を相手方1名について保険金額を限度としてお支払いします。また、対人事故を起こした場合の賠償額の決定などについて争訟となった場合、事前に引受保険会社（東京海上日動）が書面により承諾した場合は訴訟費用等についてもお支払いします。

対物賠償

SS業務、車検代行・幹旋業務（Bプランのみ）のため、お客様からお預かりした自動車の使用・管理に起因した事故で、他の自動車や電柱、垣根などの他人の財産に損害を与えて、法律上の賠償責任を負担した場合に1事故について保険金額を限度として保険金をお支払いします。また、対物賠償責任保険で補償する事故で、相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担する場合、差額分の修理費に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。1事故について相手方の車1台あたり50万円が限度です。(※)また、対物事故を起こした場合の賠償額の決定などについて争訟となった場合、事前に引受保険会社（東京海上日動）が書面により承諾した場合は訴訟費用等についてもお支払いします。 ※損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に修理を行った場合に限りです。

自損事故 傷害

SS業務、車検代行・幹旋業務（Bプランのみ）のため、お客様からお預かりした自動車を運転中、自損事故（相手方がなく電柱に衝突、崖から転落など）や前の車に追突してしまった事故等により、自動車損害賠償保障法上の自動車の保有者、運転者または搭乗者が死傷された場合やこれらの方に後遺障害が生じた場合で、自賠責保険等の請求権が発生しないとき、補償を受けられる方1名についてあらかじめ設定された額の保険金をお支払いします。

被保険者の 範囲

(保険の補償を受けられる方)

[対人賠償・対物賠償] 加入申込依頼書記載のサービスステーション（記名被保険者といいます）およびその使用人（従業員）の方。
[自損事故傷害] この保険の対象となる自動車の自動車損害賠償保障法上の保有者、運転者および搭乗中の方。

SS業務とは

SS業務とは、ガソリン・軽油等の自動車燃料（LPガス）および灯油等の販売業務、自動車の点検、調整、洗車およびオイル、付属品の供給業務、室内清掃等の業務を指します。ただし、道路運送車両法施行規則第3条に定める分解、整備、板金、塗装は除きます。

車検代行・幹旋業務とは

車検代行・幹旋業務とは、お預かりしたお客様の自動車を車検取得のために陸運支局へ輸送（持ち込み、持ち帰り）する業務、車検・整備・修理等の幹旋・取次ぎのために整備工場へ輸送する業務を指します。

対象外となる 事故例



- ①お預かりした自動車の車両損害（SS総合共済でお支払の対象となります。）
- ②お預かりした自動車に置かれていたお客様の所有物の損害
- ③お預かりした自動車を、洗車機に入れる際に防火壁に衝突して壊した防火壁の修繕費

全国石油業共済協同組合連合会

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

2020年度版

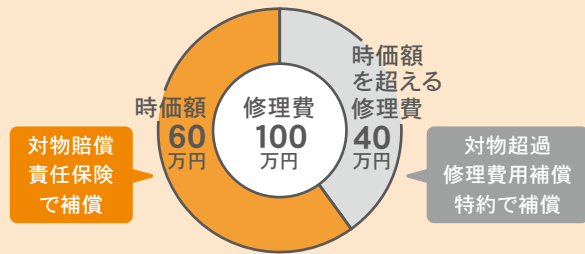
補償内容 (2020年7月15日～2021年6月15日始期用)

		タイプ1	タイプ2	タイプ3
対人賠償		無制限	無制限	1億円
対物賠償	対物超過修理費用補償特約付き ※1	無制限	1,000万円	500万円
自損事故	死亡保険金 ※2	1,500万円	1,500万円	1,500万円
	後遺障害保険金 ※3	50万円～2,000万円	50万円～2,000万円	50万円～2,000万円
	介護費用保険金 ※4	200万円	200万円	200万円
	傷害保険金 ※5	入院1日 6,000円 通院1日 4,000円	入院1日 6,000円 通院1日 4,000円	入院1日 6,000円 通院1日 4,000円

※1：対物事故で相手方の車の修理費が時価額を超えた場合、対物賠償責任保険だけでは時価額までしか補償されません。自動セットされる「対物超過修理費用補償特約」では、このような場合に時価額を超える修理費を補償できるため、スムーズな解決が可能になります。補償内容の詳細は表紙および右面をご参照ください

【例】

過失割合
補償を受けられる方100% 相手方0%
相手方の車の状態
時価額60万円 修理費100万円



※2：死亡保険金を支払う場合において、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500万円から既に支払った後遺障害保険金を差し引いた残額をお支払いします。

※3：後遺障害の程度により補償額は異なり、介護を要する後遺障害の場合、最高2,000万円の補償となります。

※4：介護費用保険金は、引受保険会社が定める介護を要する重度の後遺障害が生じた場合にお支払いします。

※5：傷害保険金は、医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に入院又は通院した場合で、医師等が治療を必要と認める治療日数に対してお支払いします。

年間加入料 (2020年7月15日～2021年6月15日始期用)

A. SS業務限定プラン…車検代行・幹旋を行っていないSS向け

		タイプ1	タイプ2	タイプ3
対物免責 1事故5万円	A1	24,360円 (保 23,520円 + 制 840円)	A2 21,280円 (保 20,440円 + 制 840円)	A3 19,760円 (保 18,920円 + 制 840円)
対物免責 1事故0円	A10	37,240円 (保 36,400円 + 制 840円)	A20 31,120円 (保 30,280円 + 制 840円)	A30 28,360円 (保 27,520円 + 制 840円)

保：保険料 制：制度運営費

SSが給油・洗車・オイル交換等のためにお預かりしたお客様の自動車をSSの従業員が使用・管理しているときに事故を起こし、他人の身体あるいは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合等に保険金をお支払いする保険です。(SS受託自動車保険)

重要

Aプランでは、車検代行・幹旋業務のために預かったお客様の自動車を運転中に起こした対人・対物事故の賠償は補償されません。ご加入のSSで車検代行・幹旋業務を行うことになった場合は、Bプランへの変更手続きが必要となりますので、株式会社ゼンセキまでご連絡ください。

B. 車検関連業務プラン…車検代行・幹旋を行っているSS向け

		タイプ1	タイプ2	タイプ3
対物免責 1事故5万円	B1	31,420円 保 30,580円 + 制 840円	B2 27,410円 保 26,570円 + 制 840円	B3 25,430円 保 24,590円 + 制 840円
対物免責 1事故0円	B10	46,340円 保 45,500円 + 制 840円	B20 38,690円 保 37,850円 + 制 840円	B30 35,240円 保 34,400円 + 制 840円

保：保険料 制：制度運営費

上記SS業務用の補償に加え、車検代行・幹旋業務のために預かったお客様の自動車をSSの従業員が輸送しているときに事故を起こし、他人の身体あるいは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合等に保険金をお支払いする保険です。(SS受託自動車保険+車検代行・整備等幹旋補償特約) ※認証工場併設のSSは、Bプランのご加入となります。

※上記加入料には、本制度の運営費用として「制度運営費(840円)」が含まれています。

お申し込みに際して

- 保険開始日は、毎月15日となります。(保険開始日は加入申込日によって異なります。)
※保険期間は、保険開始日午後4時から1年後の応当日午後4時までの1年間です。新規のご契約は、午前0時からとなります。
- 毎月加入申込締切日が設定されており、期限内に合わない場合は次回申込となりますのでご注意ください。
- ご加入…「サービスステーション受託自動車保険加入申込依頼書」に必要事項をご記入の上ご返送ください。
- 加入料(保険料+制度運営費)はSS総合共済の掛金引去口座より引き去りいたします。(保険開始日の属する月の前月引去)

保険金をお支払いしない主な場合

〈対人・対物賠償、自損事故共通〉

- 通常のSS業務、輸送の過程を著しく逸脱した使用に自動車を使用されている間に生じた事故による損害、傷害
- ご契約のお車を競技または曲技のために使用すること(練習を含みます。)、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害、傷害

〈対人・対物賠償共通〉

- 第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害
- 契約者または記名被保険者(法定代理人を含む)の故意によって生じた損害
- 記名被保険者以外の被保険者の故意によって生じた損害(その方が損害賠償責任を負担する部分)
- 戦争、外国の武力行使、暴動、台風、洪水、高潮、地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害、核燃料物質などによって生じた損害 等

〈対人賠償〉 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合

- 記名被保険者
- 受託した自動車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子様
- 補償を受けられる方(被保険者)の父母、配偶者またはお子様
- 補償を受けられる方(被保険者)の業務に従事する中の方
- 補償を受けられる方(被保険者)の使用者の業務に従事する中の方(補償を受けられる方が受託した自動車をその使用者の業務に使用している場合に限り、)

〈対物賠償〉 次のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が損害を被った場合

- 記名被保険者
- 受託した自動車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子様
- 補償を受けられる方(被保険者)またはその父母、配偶者またはお子様 等

〈自損事故〉

- 補償を受けられる方(被保険者)の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害
- 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた傷害(その方の受け取るべき金額部分)
- 戦争、外国の武力行使、暴動、地震、噴火またはこれらによる津波、核燃料物質などによって生じた傷害
- 極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方に生じた傷害
- 補償を受けられる方(被保険者)の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為によってその本人に生じた傷害
- 補償を受けられる方(被保険者)の無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転により、その本人に生じた傷害 等
- ご契約のお車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に、その本人に生じた傷害

ご注意いただく事項

- 加入対象者は、各都道府県石油組合の組合員であり、かつサービスステーション総合共済にご加入の企業に限り、
- 加入申込依頼書等に★が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください。(代理店には、告知受領権があります。)お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。ご加入の際には、加入申込依頼書の記入事項に間違いがないか十分にご確認ください。**【サービスステーション受託自動車保険】**SS業務における保険の責任期間は、SS業務のために自動車の引渡しを受けたときに始まり、SS業務の終了後、お客様へ引き渡したときに終わります。**【車検代行・整備等幹旋補償特約】**車検代行・整備等幹旋補償特約業務における保険の責任期間は、車検代行・幹旋業務のために自動車の引渡しを受けたときに始まり、車検代行・幹旋業務終了後、お客様へ引き渡したときに終わります。
- お客様の自動車に対人・対物事故を起こした場合、お客様が契約している任意保険(自動車保険)から保険金の支払いはされません。ただし、対人事故では、お客様の自動車の自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は受託自動車保険に優先して支払われ、受託自動車保険では、その支払いを超える金額が支払われます。
- SS業務に従事するSS従業員が8名を超える場合は、保険料が変更になりますので取扱代理店までご連絡ください。
※従業員数のカウントは、加入SSごとに算出いただくことになります。従業員数は保険加入時点の人数とし、店主、販売員、事務員の合計人数とし、臨時雇を除きます。
- ご加入の後に、他の保険契約等を締結する際には、ただちに取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知いただけないと、保険金をお支払いできない場合があります。
- この保険契約は全国石油業共済協同組合連合会を契約者とする包括契約となり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国石油業共済協同組合連合会が有します。(各ご加入者には、保険会社から被保険者証明書が発行されます。)
- 他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

- ① この保険契約により他の保険契約または共済契約(以下本表では「保険契約等」と表記します。)に優先して保険金を支払う場合：他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
- ② 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金(以下本表では「保険金等」と表記します。)が支払われる、または支払われた場合は次の額：
 - ア. 賠償責任条項に関しては、損害の額または費用が他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金等の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1)
 - イ. アの規定にかかわらず、賠償責任条項の対人臨時費用保険金および自損事故傷害特約に関しては、それぞれの保険契約等において、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金等のうち最も高い額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金等の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1)
- ③ ②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(*1)他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

- 補償内容・保険料については、毎年見直しされます。改定がある場合には、7月15日始期契約より改定後の補償内容・保険料となります。